

## 【追記】車両使用後の消毒について（令和7年9月13日～）

### 1. 目的

利用者送迎や外出支援などで使用した車両を介した感染拡大を防止するため、車両使用後に適切な消毒を実施する。

### 2. 対象

施設所有または使用する全ての車両（送迎車、公用車等）

### 3. 実施者

運転担当職員または同乗した職員が責任をもって実施する。

必要に応じて感染対策担当者が確認する。

### 4. 実施のタイミング

- 送迎終了後、利用者降車後に毎回実施する。
- 発熱や咳など感染症疑いのある利用者を乗車させた場合は、速やかに消毒を強化する。

### 5. 消毒の方法

#### 1. 車内換気

ドア・窓を全開にし、5分以上換気を行う。

#### 2. 手が触れる箇所の消毒

アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウム（0.05%）を用い、以下の箇所を重点的に拭き取り消毒する。

- ドアノブ（内外）
- 手すり
- シートベルト・バックル
- 窓の開閉レバー
- シート（必要に応じて）
- 運転席ハンドル、シフトレバー、ダッシュボード、キー等

#### 3. 布部分（座席等）

アルコールで軽く噴霧または拭き取り、十分に乾燥させる。

#### 4. 使用済みの布・ペーパータオル等は廃棄袋に密閉して廃棄する。